

# 東大阪市道路管理施設ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東大阪市土木部道路管理課が実施する、道路管理施設又は道路空間等（以下「対象施設等」という。）におけるネーミングライツ事業の募集に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 民間企業等との協働により対象施設等の魅力を向上させるとともに、市の新たな財源を確保することにより、道路の維持管理等における市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) ネーミングライツ

対象施設等に都市計画名称に規定する施設等の名称に代えて使用する愛称を付与する権利

(2) ネーミングライツパートナー

前号の権利を取得した民間企業等（以下「パートナー」という。）

(3) ネーミングライツ事業

ネーミングライツパートナーシップ契約（以下「契約」という。）の締結により対価として収入を得る事業

(4) 契約

ネーミングライツ及び当該ネーミングライツに関連して特定の役務の提供を受ける権利、その他ネーミングライツに関連する特定の権利をパートナーに付与し、それに対する対価を市が得ることを目的とする契約

(ネーミングライツ事業の基本的な考え方)

第4条 ネーミングライツ事業は、対象施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツによる愛称決定後、市は愛称を積極的に使用するが、都市計画名称に規定する施設等の名称については変更できないものとする。

3 要領に定めるほか、本市におけるネーミングライツの付与については、東大阪市ネーミングライツ事業ガイドライン（令和5年4月改正）に定めるとおりとする。

(応募資格)

第5条 次の各号に定める団体は、ネーミングライツ事業への応募を承認しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項に

において準用する場合を含む。)の規定により、本市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている団体

- (2) 国税又は地方税を滞納している団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (4) 団員の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
  - ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 団体の役員であって代表権を有するもののうちに破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものがある団体
- (6) 団体(本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資しているものを除く。)の役員のうち本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者がある団体
- (7) 破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた団体又は更生手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした団体(更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定がなされた団体を除く。)
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する事業等を含む団体
- (9) 消費者金融に係る団体
- (10) 法律に定めのない医療類似行為に係る団体
- (11) 社会問題を起こしている業種に係る団体
- (12) その他、本市のパートナーとして適当でないと認められる団体

(愛称の条件)

第6条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 日本語及び英語アルファベットにより表記可能なこと。ただし、企業ロゴやマーク等については、この限りではない。

- (2) 愛称が、第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する内容になっていないこと。
- (3) 当該道路施設等の管理に支障をきたさないこと。
- (4) 道路管理者(東大阪市)及び交通管理者への確認が得られること。
- (5) 東大阪市屋外広告物条例の色彩等の基準に適合すること。
- (6) 以下に規定する条件のいずれにも該当しないこと。
  - ① 法令等に違反するもの
  - ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
  - ③ 人権侵害となるもの
  - ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
  - ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
  - ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
  - ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
  - ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
  - ⑨ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
  - ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
  - ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
  - ⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
  - ⑭ その他、市が不相当と認めるもの
  - ⑮ 東大阪市有料広告掲載要綱(令和6年4月1日施行)第4条の各号の趣旨に類推し

該当する場合

(募集方法)

第7条 ネーミングライツ事業の募集は、原則として公募により行うものとする。

(契約期間)

第8条 ネーミングライツ事業の契約期間は概ね3年以上とする。なお、更新については、案件毎に作成する募集要項で定める。

(契約料)

第9条 契約料は、案件毎に作成する募集要項にて決定する。

2 契約料の納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して前納することを基本とする。

(選定方法)

第10条 道路空間における土木部ネーミングライツパートナー審査委員会が定める審査基準により、ネーミングライツの権利を取得する民間企業等の選定を行うものとする。

(契約)

第11条 ネーミングライツ事業の実施にあたっては、パートナーと東大阪市は別に定める契約書を締結するものとする。

(契約料の還付)

第12条 徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

(ネーミングライツの放棄・返戻)

第13条 パートナーは自己の都合によりネーミングライツを放棄、返戻する場合には、書面により市に申し出るものとする。

2 パートナーによる前項の規定による申し出がなされても、市は、納付済みの契約料は還付しない。パートナーは、未払いの契約料があれば、直ちに支払うものとする。

3 パートナーは、対象施設等にパートナーが付与した愛称標示が残置している場合には、自己の費用と責任において、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認を受け、除去するものとする。

(ネーミングライツの付与の撤回、剥奪等)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても、ネーミングライツの付与を撤回し、また剥奪することができる。

(1) パートナーから、指定する期日までに契約料の納付がないとき

(2) パートナーから、指定する期日までに愛称原稿の提出がないとき

(3) パートナーに、本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

(4) パートナーが倒産し、また、破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続を申し立てたとき

(5) パートナーに社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき

(6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき

(7) 東大阪市屋外広告物条例の規定に違反したとき

2 前項に該当し、市がネーミングライツの付与の撤回、剥奪をした場合についても、前条第2項、第3項を準用する。

(その他)

第15条 この要領に定めのない必要な事項は、土木部長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年3月19日から施行する。

この要領は、平成24年12月19日から施行する。

この要領は、平成25年5月21日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年6月23日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。